

表 騒音、振動、悪臭に係る規制地域区分と用途地域

用途地域	規制地域					騒音に係る環境基準の地域の類型 (自動車騒音要請限度)
	騒音(含む条例)		振動		悪臭	
	特定工場 (条例における特定工場・特定作業・音響機器を含む)	建設作業	特定工場 (道路交通振動)	建設作業		
第1種低層住居専用地域	第1種	第1号	第1種	第1号	A区域 (注3)	A類型 (a区域)
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域	第2種					第1号
第2種中高層住居専用地域						
第1種住居地域						
第2種住居地域						
準住居地域	第3種		第2種	第1号 (注2)		
近隣商業地域						
商業地域						
準工業地域						
用途地域外	第3種		第2種 (注1)	第1号 (注2)		
工業地域	第4種	第2号	第2種	第2号		C類型 (c区域)
工業専用地域						
臨港地域、無人島	必要な場合第4種	必要な場合第2号	必要な場合第2種	必要な場合第2号	対象外	

※原則、用途地域に沿って、規制地域等を指定する。

※現行からの変更部分は網掛け表示。

注1、2)：現行では、用途地域外区域における振動特定工場等及び特定建設作業は、「土地利用状況に応じて規制」としている。

注3)：現行では、悪臭規制区域は、「必要な地域について規制」としている

※悪臭のA区域とは現行規制基準レベルでの規制地域を意味する。